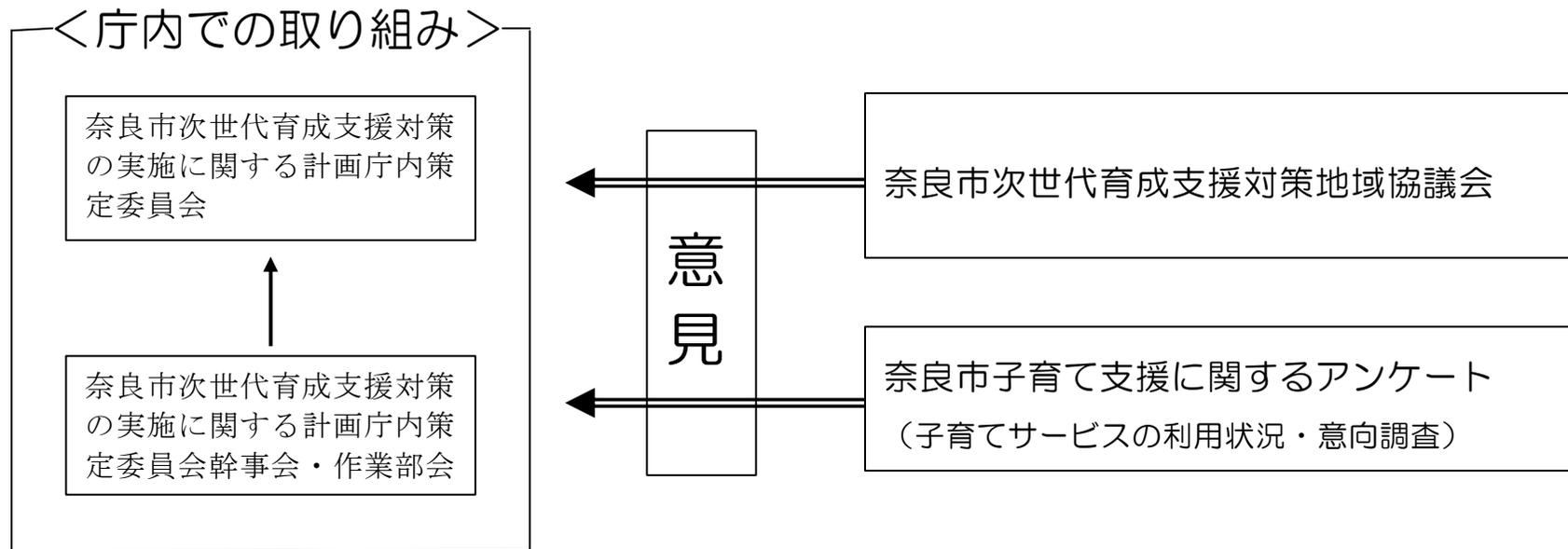


資料2 計画策定の経緯

1 計画策定体制

本計画は、「奈良市次世代育成支援対策の実施に関する計画庁内策定委員会」をはじめとする全庁的な取り組みのほか、平成16年1月に実施した「奈良市子育て支援に関するアンケート」により、子育て家庭の現状や要望を把握するとともに、平成17年7月に設置した、関係団体や市民、学識経験者等からなる「奈良市次世代育成支援対策地域協議会」からご意見をいただくことにより、策定しました。



【事務局】保健福祉部児童課

2 奈良市次世代育成支援対策の実施に関する計画庁内策定委員会設置要領

(目的及び設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)の成立を受け、平成17年度以降5年毎10年間の奈良市における次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「行動計画」という。)を策定するため、奈良市次世代育成支援対策の実施に関する計画庁内策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 行動計画策定のためのニーズ調査及び事業目標設定に関すること。
- (2) 行動計画の策定及び見直しに関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(策定委員会の組織)

第3条 策定委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長2名を置き、委員長に保健福祉部担当助役を、副委員長に助役と教育長をもって充てる。
- 3 委員長は策定委員会を代表し、策定委員会の会議の招集及び進行を行う。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(幹事会)

第4条 所掌事務の詳細につき調査研究を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は別表に掲げる者をもって構成し、幹事長に児童課長を、副幹事長に教育総務課長をもって充てる。
- 3 幹事長は幹事会を代表し、幹事会の会議の招集及び進行を行う。

4 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(作業部会)

第5条 幹事会に、その所掌事務に関する作業を行わせるため、作業部会を置く。

2 作業部会の責任者は児童課長とし、部会員は各幹事課所属の課長補佐又は係長級職員の中から、所属長が指名する。

(関係者の出席)

第6条 委員長及び幹事長は、議題により必要な委員又は幹事のみを招集して会議を開き、また必要に応じ、委員又は幹事以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、児童課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成15年11月6日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、策定委員会が第1条の目的を達成したときに失効する。

3 庁内策定委員会委員名簿

別表

策定委員会		幹事会			
委員長	保健福祉部担当助役	幹事長	児童課長	幹事	保健予防課長
副委員長	助役	副幹事長	教育総務課長	幹事	健康増進課長
副委員長	教育長	幹事	人事課長	幹事	商工労政課長
委員	総務部長	幹事	交通政策課長	幹事	土木管理課長
委員	企画部長	幹事	財政課長	幹事	住宅課長
委員	財務部長	幹事	地域振興課長	幹事	街路公園課長
委員	市民生活部長	幹事	衛生課長	幹事	学務課長
委員	保健福祉部長	幹事	人権・同和施策課長	幹事	学校教育課長
委員	保健所長	幹事	男女共同参画課長	幹事	少年指導センター所長
委員	経済部長	幹事	福祉総務課長	幹事	社会教育課長
委員	建設部長	幹事	障がい福祉課長	幹事	体育課長
委員	都市計画部長	幹事	保育課長	幹事	中央公民館長
委員	教育総務部長				
委員	社会教育部長				

4 奈良市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)

第21条の規定に基づき、本市における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、奈良市次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 子育て関係団体・機関

(3) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第3条 協議会に座長、及び副座長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 座長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、必要の都度座長が招集し、座長が議長となる。ただし、座長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 座長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部児童課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この告示は、平成16年6月24日から施行する。

5 地域協議会委員名簿

50 音順

氏 名	役 職 名
上田 和男	奈良市P T A連合会会長
上野 ひろ美（座長）	奈良教育大学副学長
河村 允子	奈良市主任児童委員代表
北岡 孝（副座長）	奈良市医師会会長
齋藤 忠男	奈良市自治連合会会長（第2～3回）
田遠 信明	奈良市民生児童委員協議会連合会（第3回）
田中 幹夫	弁護士
中井 正子	奈良市梅華会会長
法貴 和子	奈良C A P代表
松田 憲二	奈良市民生児童委員協議会連合会会長（第1～2回）
宮本 幸代	保育士（大宮保育園）
森本 節子	奈良市保育園保護者会連絡協議会会長
山中 初子	奈良市保健福祉部長
山本 平一	奈良市自治連合会会長（第1回）
吉住 秀	奈良市保育会会長

6 計画策定の経過

- 奈良市子育て支援に関するアンケート
 - ・ 平成16年1月20日～2月10日 実施
 - ・ 平成16年3月 結果報告書作成

- 奈良市次世代育成支援対策の実施に関する計画庁内策定委員会
 - ・ 平成15年11月から 4回 開催

- 奈良市次世代育成支援対策の実施に関する計画庁内策定委員会幹事会・作業部会
 - ・ 平成15年11月から 7回 開催

- 奈良市次世代育成支援対策地域協議会
 - ・ 平成16年7月29日 第1回 開催
 - ・ 平成16年11月29日 第2回 開催
 - ・ 平成17年3月3日 第3回 開催